第98回定例会

下北地域広域行政事務組合議会会議録

平成25年3月26日

下北地域広域行政事務組合議会

下北地域広域行政事務組合議会第98回定例会会議録

議事日程

平成25年3月26日(火曜日)午前10時04分開会・開議

- ◎ 諸般の報告
- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 平成25年度運営方針
- 第4 議案一括上程、提案理由の説明
- 第5 一般質問
- 第6 議案審議(質疑、討論、採決)
 - (1) 議案第 1号 下北地域広域行政事務組合一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を定める条例
 - (2) 議案第 2号 下北地域広域行政事務組合障害児入所施設条例の一部を改正する条例
 - (3) 議案第 3号 下北地域広域行政事務組合負担金条例の一部を改正する条例
 - (4) 議案第 4号 下北地域広域行政事務組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響評価 調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例
 - (5) 議案第 5号 平成24年度下北地域広域行政事務組合一般会計補正予算
 - (6) 議案第 6号 平成25年度下北地域広域行政事務組合一般会計予算

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(19人)									
1番	横	垣	成	年	2番	村	JII	壽	可
3番	東		健	而	4番	中	村	正	志
6番	佐々	木	隆	徳	7番	斉	藤	孝	昭
8番	菊	池	光	弘	9番	白	井	二	郎
10番	傳	法	清	孝	11番	千 代	谷		誠
12番	二本	柳	貞		14番	平	井	賢	-
15番	菊	池	隆	年	16番	竹	内		修
17番	田	中	岩	男	18番	柴	崎	伸	也
19番	秋	田		カ	20番	中	村		勉
21番	半	田	義	秋					
存库学只 / 0 ↓ \									
欠席議員(2人)	孛	ᅜᅿ		h/sr	1 9 平	1 11	н	7) /-	
5番	富	岡		修	13番	相	内	祥	_
説明のため出席した	:者								
管 理 者	宮	下	順一	- 郎	代 表 副 管 理 者	越	善	靖	夫
副管理者	太	田	健	_	副管理者	中	谷	純	逸
副管理者	野	坂		充	副管理者	古][[健	治
監査委員	阿	部		昇	事務局長	JII	西		彰
消防長	山	本	伸		危機管理監	伊 勢	'田	孝	助
事務局理事	蛭	名	俊	文	副 理 事総務課長	笹	谷	光	久
企画財政課 長	赤	田	貴	生	はまゆり 学 園 長	山	中		勝
廃 棄 物 処理施設 管理課長	杉	山	浩	_	出納室長	大	橋		誠
監 査 委 員 事 務 局 長	星		久	南	消防本部総務課長	櫻	井	以	文
副 理 事 消防本部 警防課長	若	山	典	夫	副 理 事 部 令 長	平	尾	和	大
消 防 本 部 予 防 課 長 補 佐	JII	村	正	明	む つ 消 防 署 長	凙	田	由岐	b 雄
大 畑消 防署長	山	本	義	隆	大 間消 防署長	木	下	裕	司
大 湊消防署長	木	村	勝	則	東 通消 防署長	大	久	嘉	範

む 防 防 消 内 消 所 形 長 長 長	菊	池		尚	む 消 防 署 脇野沢消防 分 署 長	Ш	崎	尚	昌
大 // / / / / / / / / / / / / / / / / / /	山	田	好	弘	大 片 防 供 井 消 大 間 署 佐 分 署 長	東	出	直	武
事務局職員出席者									
総務課総括主幹	安	野	拓	道	総 務 課 総 括 主 幹	伊	藤	泰	成
総務課総務係長	工	藤	定	光					

◎開会及び開議の宣告

午前10時04分 開会・開議

○議長(半田義秋) ただいまから下北地域広域行 政事務組合議会第98回定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は19人で定足数に達してお ります。

これから本日の会議を開きます。

本日の会議は議事日程表により議事を進めます。

◎諸般の報告

○議長(半田義秋) 議事に入る前に、諸般の報告 を行います。

けさほど管理者から今定例会に提出されております平成24年下北地域広域行政事務組合一般会計補正予算書の一部に誤謬訂正がありましたので、お手元に配付しております。

以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(半田義秋) 日程第1 会議録署名議員の 指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第82条の規定により、9番白井二郎議員及び19番秋田力議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長(半田義秋) 次は、日程第2 会期の決定 を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1 日としたいと思います。これにご異議ありません か。

(「異議なし」の声あり)

○議長(半田義秋) ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎日程第3 平成25年度運営方針

○議長(半田義秋) 次は、日程第3 平成25年度 運営方針を行います。

管理者から運営方針の説明を求めます。管理者。 (宮下順一郎管理者登壇)

○管理者(宮下順一郎) おはようございます。下 北地域広域行政事務組合議会第98回定例会の開会 に当たり、平成25年度の運営方針を申し述べ、議 員各位並びに圏域住民の皆様の御理解と御協力を 賜りたいと存じます。

我が国の経済状況は、景気の低迷からなかなか 抜け出せない状況が続いていましたが、新政権発 足を期待した円安・株高の動きにより景況感も改 善の動きがあるものの、財政力の弱い圏域市町村 にあっては、依然として厳しい財政運営を強いら れるものと認識しております。

このような状況にあって、当組合は、構成市町村に共通する事務を共同処理しておりますが、多様化・高度化する行政需要に的確に対応するため、事務事業・組織機構について不断の見直しを行い、徹底した経費節減を図りながら、広域行政をより一層推進し、重要課題への積極的な対応に努めてまいる所存であります。

それでは、共同処理しております事務につきま して、その施策を申し上げます。

まず、当組合の長期総合計画「事業実施計画」 についてでありますが、本圏域の将来の取組みに ついて、実施する事業の具体的年次計画を定めた 「事業実施計画書」を継続して作成し、圏域市町 村との連携を一層密にして、圏域発展のため鋭意 努力してまいる所存であります。

次に、行政改革の一環として、組織機構の見直 しを予定しております。

具体的には、組織の統廃合により組織のスリム 化を図ります。

まず、総務課と企画財政課を統合して、総務課とし、係に総務係と財政係を設けます。

次に、廃棄物処理施設管理課の名称を変更して、 廃棄物施設課とし、現在の衛生センター係とアックス・グリーン係を統合し、庶務係といたします。 また、アックス・グリーンをめぐる課題が多く、 構成市町村との連携が不可欠であり、情報共有・ 意思疎通を密に行う必要があるため、課名変更後 の廃棄物施設課の事務室本庁移転を予定しております。

次に、はまゆり学園については、職員数は現在20名で平均年齢は57歳であり、そのうち、平成24年度末の退職者は4人ありますが、職員不足からむつ市からの異動が見込めず、新年度は4人減となった分を臨時職員で対応しなければなりません。

これらの事情を考慮すれば、建替えを機に運営 形態の見直しが避けられない状況にあります。

具体的には、はまゆり学園は入所者も少なく、 採算性が乏しいことから、民間移譲ではなく、公 設民営への移行が適当と考えております。

次に、下北文化会館についてでありますが、当館は、下北圏域住民の文化活動及び集会等の場の提供、芸術文化の向上及び住民福祉の向上に資することを目的として、これまで多くの皆様にご利用いただいております。

築27年を経過し、施設、設備等にかなりの経年 劣化が見受けられることから、会館利用者に不便 をかけることのないよう、財政事情を勘案しなが ら施設の維持管理に万全を期してまいります。

平成24年度は、「舞台等 I T V 装置改修工事」 並びに「直流電源装置整流器盤改修工事」等を実 施しております。

また、平成25年度は、「屋上防水改修工事」並びに「給水主配管改修工事」等を予定しております。

なお、指定管理者においては、音楽分野に長年 携わってきた経験や人脈、ノウハウ等を活かした 企画事業を多数実施しておりますことから、今後 とも芸術・文化活動等振興のため、多彩な事業を 実施されるよう期待しております。

次に、はまゆり学園についてでありますが、御 案内のとおり、近年、少子化や特殊教育の充実及 び在宅福祉の充実等により、障害児入所施設の入 所者数は減少傾向にあります。

当園も例外ではなく慢性的定員割れの状況が続いておりますことから、昨年9月定例会において、 定員削減の条例について御議決いただいたところ であります。

また、建替事業でありますが、今年度、外構、 解体を含む実施設計を行い、平成25年度は新園舎 の建設工事に入り、26年夏の完成を予定しており ます。さらに、平成26・27年度で体育館建設、外 構整備を行い、27年秋頃の全体事業完了を予定し ております。

新園舎が完成いたしますと、入所環境が大幅に 改善されますことから、より良質なサービスが可 能になるものと期待しております。

当園は、当地域で唯一の障害児入所施設でありますことから、引き続き運営体制の充実を図ってまいる所存であります。

次に、むつ衛生センターについてでありますが、 平成19年4月1日の供用開始以来、最新の技術を 用い、住民の日常生活から排出される、し尿及び 浄化槽汚泥等の処理が安定かつ衛生的に行われて おり、引き続き環境負荷の低減と生活環境の維持 向上のため、施設の機能確保と適正な維持管理に 努めてまいります。 なお、施設の運転管理業務委託については、現 行の単年度契約から複数年契約すなわち包括契約 に移行いたします。包括契約導入の狙いでありま すが、財政負担の平準化及び経費の削減でありま す。

次に、アックス・グリーンについてでありますが、本施設は、ダイオキシン類対策に加え、ごみの資源化により環境負荷の低減を図ることを目的として建設した施設であり、平成15年4月1日の稼働から10年が経過しようとしております。

今後も施設の安定稼働に努めるとともに、本施設への廃棄物の適正な搬入・処理方法等について、引き続き構成市町村と連携を密にしながら検討してまいる所存であります。

次に、広域消防についてでありますが、異常気象の影響により全国各地で発生する自然災害、社会環境の変貌により多種多様化しております人為的災害、さらには、高齢者人口の増加に伴う救急出場件数の増加等により、消防に寄せられる地域住民の期待は、ますます大きくなっております。

これに応えるため、より一層の広域消防体制の 充実強化を図るとともに、構成市町村の消防団、 婦人消防クラブ等関係団体との万全な協力体制を 保ちながら、防火・防災意識の高揚に努め、安全 で災害に強く安心して住み続けられるまちづくり に積極的に取り組んでまいります。

まず、予防体制についてでありますが、消防法の改正により、平成20年6月から設置が義務化されました住宅用火災警報器は、火災からの逃げ遅れを防ぐ有効な機器でありますので、未設置住宅については、積極的な設置推進を図り、設置率の向上に努めてまいります。さらに、高齢者や乳幼児等の災害時要援護者に対しましては、地域住民、関係機関の協力を得ながら、日常生活に即した防火指導及び火災予防活動を積極的に推進してまいります。

また、不特定多数の住民が出入りする防火対象物の防火管理体制及び危険物施設の保安体制の指導強化を推し進めるとともに、効率的な立入検査の実施と違反是正の徹底を図ってまいります。

次に、救急体制についてでありますが、救急出場件数の増加に対応するため、より一層職員の知識、技術の向上に努めるとともに、救急車の適正利用に関する啓発活動も併せて実施してまいります。

また、救命率の向上を図るため、今後とも高度 な救命処置を行える救急救命士の養成・再教育に 積極的に取り組むとともに、地域住民への自動式 体外除細動器(AED)の取扱指導、積極的な普 通救命講習の実施、119番通報時での口頭指導な ど、住民の誰もが的確な応急手当を実施できるよ う、努めてまいります。

次に、警防体制についてでありますが、東日本 大震災を踏まえ、災害時における被害軽減等に重 点を置いております常備消防はもちろんのこと、

「地域防災」の要となる消防団の充実・強化を積極的に進めてまいります。併せて、災害に強いまちづくりを目指し、各関係機関と連携し、地域の総合的な防災体制確立への取り組みも進めてまいります。

また、広域化、大規模化傾向にある自然災害や 国民保護法にかかわる災害及び原子力施設における不測な事態に対応するため、十分な消防体制の 確立を図る必要が一段と高まりを見せていること から、国、県並びに構成市町村との情報の共有化、 医療機関との連携による救急搬送受入体制の確 保、職員による各種訓練の実施など、大規模災害 を想定した防災及び救急援助活動等の支援体制の 充実を図ってまいります。

次に、通信指令業務についてでありますが、平成25年度から高機能消防指令センターの運用により、下北消防管内における119番通報の一括管理

と管内消防機関への出場指令業務を開始いたします。高機能消防指令システムに組み込まれた、発信位置情報表示システム、指揮統制機能等の設備・装置を充分に活用し、迅速・的確な出動態勢を図ってまいります。

また、消防救急無線のデジタル化への対応についてでありますが、消防救急無線は、電波法の一部改正により、全国の消防本部において、平成28年5月末までにデジタル通信方式に移行することになっております。当消防本部管内だけではなく、緊急消防援助隊として出場した際の、災害現場における迅速な消防活動のためにも、デジタル化への移行が必要となりますので、厳しい財政状況のなかではありますが、円滑な移行を進めてまいりたいと思っております。

以上、当組合の運営方針を述べましたが、今後 とも、地域住民の福祉の向上と地域発展のために 努力してまいりますので、議員並びに圏域住民の 皆様には、重ねて御理解と御協力を賜りますよう お願い申し上げる次第であります。

○議長(半田義秋) これで運営方針の説明を終わります。

◎日程第4 議案一括上程、提案理由 の説明

○議長(半田義秋) 次は、日程第4 議案一括上 程、提案理由の説明を行います。

議案第1号から議案第6号までを一括上程いた します。

管理者から提案理由の説明を求めます。管理者。 (宮下順一郎管理者登壇)

○管理者(宮下順一郎) ただいま上程されました 6議案について、提案理由及び内容の概要をご説 明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。 まず、議案第1号 下北地域広域行政事務組合 一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を定める 条例についてでありますが、本案は地域主権改革 一括法による廃棄物の処理及び清掃に関する法律 の改正に伴い、廃棄物処理施設の技術管理者の資 格を定めるためのものであります。

次に、議案第2号 下北地域広域行政事務組合 障害児入所施設条例の一部を改正する条例につい てでありますが、本案は法律名称の変更に伴い、 所要の改正をするものであります。

次に、議案第3号 下北地域広域行政事務組合 負担金条例の一部を改正する条例についてであり ますが、本案は下北文化会館改修事業にかかわる 起債償還が平成25年度から開始となることを受け て、起債償還に要する経費について関係市町村の 負担金の分賦方法を定めるためのものでありま す。

次に、議案第4号 下北地域広域行政事務組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響評価調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例についてでありますが、本案は課名変更に伴い、所要の改正をするものであります。

次に、議案第5号 平成24年度下北地域広域行政事務組合一般会計補正予算についてでありますが、本案で提案いたします補正予算は9,575万4,000円の減額補正でありまして、これにより補正後の歳入歳出予算総額は63億8,980万4,000円となります。

まず、歳出についてでありますが、各款にわたり決算見込みにより増減調整しております。

衛生費のうち塵芥処理費では、粗大ごみ等の搬入量増加により、処理困難物等処理委託料を増額しております。また、し尿処理費では、助燃剤再資源化業務委託料を決算見込みにより減額しております。消防費では、高機能通信指令台等整備費を決算見込みにより減額しております。公債費で

は、むつ市通信指令台改修事業にかかわる起債償 還分を増額しております。

次に、歳入についてでありますが、分担金及び 負担金では、歳出の関連で関係市町村の負担金を それぞれ増減調整しております。諸収入のうち受 託事業収入では、非常備消防費にかかわる受託金 を決算見込みにより減額しております。

また、組合債では、それぞれの事業費の確定に 伴い、組合債の変更を行っております。

次に、議案第6号 平成25年度下北地域広域行政事務組合一般会計予算についてでありますが、予算総額は、歳入歳出とも64億1,532万4,000円となります。これを平成24年度当初予算と比較しますと、金額で5,021万8,000円、伸び率では0.8%の減となっております。

予算総額が減となりました主な要因につきましては、歳出では下北文化会館工事請負費で約1億2,400万円、はまゆり学園建替工事開始で約4億4,900万円及び公債費の高機能消防指令センター設置工事にかかわる起債償還開始で約4,800万円の増となったものの、消防費の高機能消防指令センター設置工事終了で約5億2,400万円、大湊署の高規格救急自動車購入事業終了で約4,300万円及び大間署の高規格救急自動車・水槽付き消防ポンプ自動車購入事業終了で約1億2,600万円の減となったことによるものであります。

一方、歳入では、組合債において、はまゆり学園建替工事開始などにより、約2億2,200万円の増となったものの県支出金の電源立地地域対策交付金で約2億900万円、並びに分担金及び負担金で約7,100万円の減となったことによるものであります。

まず、歳出の主なものについてでありますが、 議会費及び総務費には、それぞれの事務に要する 経費を計上しております。

文化会館費には、文化会館の指定管理料のほか、

屋上防水改修工事等に要する経費を計上しております。

民生費には、はまゆり学園の管理運営に要する 経費及びはまゆり学園建替事業費を計上しており ます。

衛生費のうち、塵芥処理費にはアックス・グリーンの管理運営に要する経費を、し尿処理費にはむつ衛生センターの管理運営に要する経費を計上しております。

消防費には、消防本部、消防署及び消防分署の 事務管理に要する経費のほか、非常備消防費とし てむつ市消防団、大間町消防団、風間浦村消防団 及び佐井村消防団の事務受託に要する経費を計上 しております。

公債費には、組合債の元利償還金を計上しております。

次に、歳入についてでありますが、分担金及び 負担金には関係市町村の負担金として55億 2,266万3,000円を計上しております。これを平成 24年度と比較しますと、金額で7,111万9,000円、 伸び率では1.3%の減となっております。

県支出金には、はまゆり学園にかかわる県支援 費を計上しております。

繰入金には、財政調整基金から4,840万円を繰り入れしております。

諸収入には、非常備消防に係る関係市町村から の受託収入金を計上しております。

組合債には、はまゆり学園建替事業のほか、下 北文化会館の改修工事など事業との関連で借り入 れ見込み額を計上しております。

なお、はまゆり学園建替事業につきましては、 継続費を設定しております。

以上をもちまして、上程されました6議案について、その大要を申し上げましたが、細部につきましては議事の進行に伴いましてご質問により詳細ご説明申し上げます。

何とぞ慎重ご審議の上、原案どおり御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長(半田義秋) これで提案理由の説明を終わります。

議員皆様には、前もって議案書を配付してありますので、議案熟考の時間はあえて設けませんのでご了承ください。

◎日程第5 一般質問

○議長(半田義秋) 次は、日程第5 一般質問を 行います。

◎横垣成年議員

○議長(半田義秋) 横垣成年議員の一般質問を行います。横垣成年議員の登壇を求めます。1番横垣成年議員。

(1番 横垣成年議員登壇)

○1番(横垣成年) 横垣成年が一般質問を行います。

まず、第1点目、消防についての救急体制についてです。救急救命士が活動するための構造になっている高規格救急車に救急救命士を常時最低1名乗車させることが目標とされております。かつては、救急隊員は医師でないため医療行為を行うことはできないとする日本の法制度上の制限によって、救急搬送時の医療行為が一切禁止されていました。しかし、諸外国に比べて低い心肺停止患者の救命率や社会復帰率、目の前で苦しんでいる人間がいるのに、法の壁によって手を差し伸べることができずに、患者の周囲からは厳しい言葉で責められる現場救急隊員の実情がありました。救急救命士の必要性を訴える救急医療の現場や世論の高まりを受け、1991年4月23日に救急救命士法が制定されて制度化されたと言われております。

救急救命士法の第2条には、次のように書かれております。「この法律で「救急救命処置」とは、その症状が著しく悪化するおそれがあり、又はその生命が危険な状態にある傷病者(以下「重度傷病者」という。)が病院又は診療所に搬送されるまでの間に、当該重度傷病者に対して行われる気道の確保、心拍の回復その他の処置であって、当該重度傷病者の症状の著しい悪化を防止し、又はその生命の危険を回避するために緊急に必要なものをいう」となっております。高規格救急車に救急救命士を常時最低1名乗車させることが目標とされておりますが、下北広域の救急救命士と高規格救急車などの救急体制はどのような現状となっているのでしょうか。また、今後の体制づくりは、どのように考えているのかお聞きをいたします。

次に、消防の他諸問題についてであります。その1つとして、平成20年6月から一般住宅への火災警報器設置が義務づけられましたが、その設置状況と効果の実態はどうであったのかお聞きしたいと思います。私は、効果の検証は、ぜひしておくべきと考えます。火災警報器のよかった点、まずかった点をきちっと検証することによって、火災を防ぐことができる新たな改善方法が見出せるのではないかと考えるからであります。お聞きをいたします。

諸問題の2点目として、消防職員の労働状況についてであります。昨年の同じ時期にお聞きしております。消防職員の残業時間、有給休暇の取得状況と労働状況改善の取り組みについてお聞きをいたします。消防職員の残業時間、有給休暇の取得状況は昨年と同様の答え方でよろしくお願いをいたします。

質問の2点目、下北文化会館の現状の問題点と 対策についてであります。下北文化会館は、昭和 60年に開館し、建設して27年が経過しております。 かなりあちこちが悪くなっている話を聞いており ます。

また、冷房のききが悪いとか、冷房がきかない 部屋があるなど、設備としてもそもそも問題があ るという指摘もあります。現状では、どのような 問題点があるのでしょうか。そして、対策は考え ているのかお聞きをいたします。

そして、下北文化会館の今後についてですが、 耐用年数はあとどのくらいあるのでしょうか。建 替えの時期はいつごろとなり、検討はいつから始 めるのかお聞きをいたします。私は、建替えの時 期には、郷土館などとの複合施設を検討すべきと 思いますが、お聞きをいたします。

質問の3点目、新焼却炉の検討委員会のあり方についてであります。昨年9月の本会議で、管理者は監査委員からの審査の意見書でございますけれども、手前どもはそういうふうな認識を持って研究すべき分野は研究を始めておりますと答弁しておりました。

そこで、お聞きいたします。新焼却炉の検討委員会はあるのかどうか、そして検討委員会はどのような体制となっているのか、その検討委員会に 学識者、市民などを入れて公開とする考えはない のかどうかお聞きいたします。

以上、壇上からの質問といたします。

○議長(半田義秋) 管理者。

(宮下順一郎管理者登壇)

○管理者(宮下順一郎) 横垣議員のご質問にお答 えいたします。

まず、1点目の救急体制についてお答えいたします。救急救命士と高規格救急自動車などの救急体制についてのお尋ねでありますが、平成24年の下北管内における救急活動状況は出場件数が2,857件、搬送人員が2,732人で、このうち61%が65歳以上の高齢者となっております。救急出場を事故種別ごとに見ますと、急病が全体の71%を占め、次いで一般負傷、その他交通事故となってお

ります。現在下北広域消防全体では、救急救命士 の資格取得者は63名、また青森県消防学校におい て救急課程を修了した者が198名となっておりま す。下北広域消防の署所には、応急処置を行うた めに必要な構造及び設備を有する高規格救急車が 10台配置されており、救急業務の管轄区域を定め、 下北地域全域の救急業務を実施しております。救 急救命士のうち幹部等の管理的立場になり、救急 業務から外れた救急救命士は13名で、各救急隊に 配置されている救急救命士は現在50名となってお ります。救急車1台につき1名以上を乗車運用さ せており、その他の隊員につきましても救急課程 修了者を乗務させ、救急業務を行っております。 今後も救急救命士が管理的業務に配置され、救急 業務から外れることを想定しまして、救急救命士 の養成を年次計画を定めまして、救急救命士の養 成機関、救急救命東京研修所に派遣することとし ております。

高規格救急車の更新につきましても長期総合計 画実施計画に計上しており、今後も救急救命の向 上に努めてまいりたいと考えておりますので、ご 理解をいただきたいと存じます。

次に、他諸問題についてのご質問の1点目、住宅用火災警報器の設置状況と効果の実態についてお答えいたします。下北消防本部では、住宅用火災警報器が平成20年6月に設置が義務化されてから管内各消防署、分署で毎年春、秋に県下一斉に実施されています火災予防運動や住宅防火モデル地区指定時に地域を特定いたしまして、毎年アンケート調査方式で住宅用火災警報器の設置世帯数を調査しておりますが、現在までに管内世帯数約3万6,000世帯の約25%に当たる約9,100世帯で調査票に基づく設置調査を実施しております。その調査による住宅用火災警報器の設置率は、調査世帯数の約70%に当たります約6,500世帯に設置されているという調査結果となっております。この

調査結果につきましては、毎年1回青森県に報告 し、県から国に報告されています。国では、その 報告に基づき、各要素を考慮した推計設置率を各 消防本部に示しておりますが、平成24年6月現在 の下北消防本部管内の推計設置率は70%となって おります。

また、住宅用火災警報器の効果についてであり ますが、平成20年6月に設置が義務化されてから 現在までの約4年半の間、消防本部の調査による 建物火災の件数は75件ありましたが、そのうち住 宅用火災警報器が設置されていた建物火災は18件 となっております。このうち住宅用火災警報器に より早期発見に至った火災は2件で、この2件は 部分的火災であり、負傷者や死傷者は発生してお りません。残りの16件については、出火場所が住 宅用火災警報器の設置場所から離れていて、作動 前に火災発見に至ったものや、家の住人が不在時 の火災となっております。また、住宅用火災警報 器が作動したことにより煙等に気がつき、火災に 至らなかった事例が7件ありますので、住宅用火 災警報器の設置効果のあらわれによるものと推察 しております。住宅用火災警報器の設置につきま しては、今後とも広報紙やさまざまな機会を捉え て啓蒙活動を図ってまいりたいと考えております ので、ご理解いただきたいと存じます。

次に、ご質問の2点目、職員の残業時間及び有 給休暇の取得状況についてお答えいたします。消 防行政は、大規模な自然災害、多種多様化する災 害、高齢化に伴う救急出動件数の増加など、各分 野において地域住民から求められる要望に的確に 対処することを責務としており、そのため消防職 員には昼夜を問わず、消防の担うべき任務を確実 に果たしていくことが求められております。

ご質問の残業時間数についてでありますが、消防職員は平常勤務のほか、災害時の消防活動もありますので、その年度によりまして残業時間数に

差異が生じますことをご理解いただきたいと思い ます。

また、有給休暇については、24時間体制で災害に対処するため、その日に勤務する人数を最低限確保する必要がありますことから、勤務体制に支障を来さないよう配慮しながらの年次休暇の取得となりますので、職員の勤務環境の改善等に努めながら対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと存じます。詳細につきましては、担当よりご説明申し上げます。

次の下北文化会館についてのご質問にお答えい たします。まず、ご質問の1点目、現状の問題点 とその対策についてお答えいたします。現状の問 題点につきましては、運営方針で述べましたが、 施設の老朽化であります。昭和60年の供用開始か ら27年が経過し、至るところに経年劣化が見られ ております。これまで限られた予算の範囲内では ありますが、安全性を第一に、施設の維持補修に 努めてまいりましたが、経年劣化はいかんともし がたく、改修の必要性が高まってきております。 特に水回り設備を中心に老朽化が著しく、平成 25年度予算において屋上防水改修工事並びに給水 主配管更新工事等を実施する予定としておりま す。ご案内のとおり、管理運営経費については、 むつ市の全額負担ルールとなっておりますことか ら、むつ市財政当局と協議を行い、財政状況を勘 案しながら計画的に改修していくこととしており ますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の2点目、今後についてのお尋ねであります。耐用年数はどのくらいか、建替えの時期はいつごろとなり、検討はいつから始めるのか、郷土館などとの複合施設を検討すべきとのご質問についてお答えいたします。文化会館建物の法定耐用年数は41年、電気設備、給排水衛生設備、冷暖房設備などが最長で15年と定められておりますが、これはあくまで減価償却のための指標であ

り、必ずしも建物や設備の寿命を意味するもので はありません。

建替えの時期はいつごろで、検討をいつから始めるのかとのご質問でありますが、一般論として 建替えとなりますとかなりの財政負担が予想されるところであります。とりわけむつ市の財政状況を勘案いたしますと、建替えは極めて困難であり、大規模改修等による延命化が現実的と考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、郷土館につきましては、組合の所管外事務となりますことから、答弁を差し控えさせていただきます。

次に、新焼却炉についてのご質問にお答えいた します。まず、新焼却炉の検討委員会はあるのか、 それはどのような体制となっているかについてで ありますが、現在廃棄物処理施設管理課でさまざ まな課題の整理に入っているところであり、検討 委員会といった形での組織はありません。

次に、検討委員会に学識者、市民を入れ、公開とする考えはないかについてでありますが、新焼却炉建設に当たりましては、課題が山積しておりますが、中でも新焼却炉の整備、運営主体をどうするかが最大の課題であります。現行組合方式で取り組むという保証は何もありません。したがいまして、お尋ねの件につきましては、本来新焼却炉の整備、運営主体が決まった段階でお答えすべき事項であると考えます。しかしながら、一般論として申し上げるならば、お尋ねの件につきましては、他団体の例を参考にしながら対応することになろうかと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

- ○議長(半田義秋) 消防長。
- ○消防長(山本伸一) 他諸問題についてのご質問の2点目、職員の残業時間及び有給休暇の取得状況について、管理者答弁に補足説明をさせていただきます。

昨年度の3月議会におきましても横垣議員より 同様のご質問をいただいておりますが、横垣議員 には消防職員の業務につきまして日頃より大変ご 理解をいただいているところであります。消防職 員の勤務体制につきましては、ご承知のとおり、 消防本部職員、幹部職員等の日勤職員と警防隊員、 救急隊員のように交代で勤務をしている隔日勤務 者があります。隔日勤務者は、署所により3部制、 これはむつ署、川内分署、大畑署、大湊署、大間 署、東通署でありますが、これが3部制をしいて おります。2部制でございます。脇野沢分署、風 間浦分署、佐井分署が隔日勤務をしている、この ような状況にあります。勤務時間につきましては、 当事務組合の条例及び服務規程によりまして定め られており、日勤者の1日の勤務時間は一般行政 職員と同じ7時間45分であります。また、隔日勤 務の場合は、午前8時30分から翌日の午前8時 30分までの勤務となりますが、休息時間を除いて 1日の勤務では15時間30分の勤務時間となってお り、1週間当たりの勤務時間につきましては日勤 者と同じ38時間45分の勤務時間となっておりま

各施設の残業時間及び有給休暇の取得状況をむつ市内の署、分署から順にご説明を申し上げます。まず、残業時間でありますが、これについては平成23年度の実績でご説明いたしますと、平成23年度の残業時間は消防本部1,359時間、むつ消防署8,194時間、川内消防分署4,769時間、脇野沢消防分署4,304時間、大畑消防署4,262時間、大湊消防署4,627時間、風間浦消防分署3,567時間、大間消防署1,028時間、佐井消防分署789時間、東通消防署7,094時間の合計3万9,993時間で、対象人員は251人となっております。平成22年度の残業時間数と比較いたしまして、2,589時間の減となっております。

次に、有給休暇の取得状況についてであります

が、これは平成24年の平均取得日数で申し上げたいと思います。平成24年の平均取得日数は、消防本部7日、むつ消防署5日、川内消防分署6日、脇野沢消防分署5日、大畑消防署4日、大湊消防署4日、風間浦消防分署3日、大間消防署4日、佐井消防分署1日、東通消防署3日となっております。全体の平均取得日数は4日で、昨年23年と同じ取得日数となっておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

- ○議長(半田義秋) 1番横垣成年議員。
- ○1番(横垣成年) まず、最初の救急救命士のと ころでちょっと再質問させていただきます。

今のところ1台に1名以上は、きちっと乗車できるような体制になっているというのを確認できて本当によかったと思いますが、さらにちょっと危惧するところが結局例えば脇野沢とか遠いところのところから、例えばむつ病院まで運ぶ距離が長い地域があるのですが、そういったところについての高規格救急車の配置状況をお聞きしたいのですが、結局遠いところにきちっとそういうものが配置されて、病院まで着く間手当てができるような体制になっているのか、10台の配置状況をお聞きしたいと思います。

- ○議長(半田義秋) 消防長。
- ○消防長(山本伸一) ご質問にお答えしますが、 管内全て高規格救急車となっております。配備し てございます。

以上です。

- ○議長(半田義秋) 1番横垣成年議員。
- ○1番(横垣成年) そういう意味では、きちっと 緊急に対応できる体制になっているというのを確 認できたと思います。

それで、次の質問に移りたいのですが、消防職員の前に火災警報器の件ですが、ちょっと答弁を聞いておりますと4年間で75件の火災があって、その中で18件が設置していたということで、かな

り結果から見ればまだまだ設置状況が不十分だな という現状があるのですが、やはりこの点につい てはもっと強力に設置を進めるということはでき ないものかどうか。義務化されているといっても 何か、もう4年もたっているのにこういう現状で はちょっと残念だなというふうに思うのですが、 そこのところのお考えをお聞きしたいと思いま す。

- ○議長(半田義秋) 消防長。
- ○消防長(山本伸一) ご懸念の部分についてご説 明いたしますけれども、毎年春、秋の火災予防運 動ということで、また25年の4月8日から1週間、 これはあるわけですけれども、この部分につきま しては例えばひとり暮らしの高齢者を訪問した り、それはエリアを決めます。エリアを定めまし て、それは訪問いたしまして、一般家庭につきま しても訪問させていただいて、その際に防火の呼 びかけをしたり、例えば参考までにこういう火災 用警報器のパンフレットとか、それからこういう 防火ハンドブックなんかも持参いたしまして、こ のようなもので防火を呼びかけると。火災警報器 につきましては、これは有効的なものであるとい うことを特に申し上げさせていただいているとい うことでございますし、さらに各管内市町村、そ れぞれ市政だより、広報紙を持っておりますもの ですから、その広報紙で逐一広報をしていただい ております。これは、かなり強く毎年定期的にさ せていただいているという状況にありますので、 ご理解いただければと思います。
- ○議長(半田義秋) 1番横垣成年議員。
- ○1番(横垣成年) この設置状況を、例えば各地域ごとの設置状況というのはつかんでいるものでしょうか。たしか東通さんは、高齢者の方はもう村のほうで無料で設置していたようなことをちょっと何か読んだことがあるのですが、やはりそういうのでは、なかなか設置が進まないという意味

では消防のほうでイニシアチブをとって、それこ そもう自治体のほうで無料設置というふうなこと まで提案する考えが今必要でないかなという気は するのです。広域と各自治体というものの境があ って、なかなかうまいこといかないかもしれませ んけれども、やはりこの実態を、火災をなくすの だというふうな視点にきちっと立つならば、各自 治体もここの消防本部のほうでそういう提案をし たらそれなりに真面目に考えると思うのです。や っぱりそのためには絶対必要なのだと。また、今 なかなか設置が進まないのは、意識もありましょ うけれども、大した金額でないのだけれども、自 治体のほうで、もう設置をきちっと財政の手当て をして進めてくれというふうな提案をするぐらい やってほしいなというふうに思うのですが、そこ ら辺の考え方を再度ちょっとお聞きしたいなと思 います。ここは管理者のほうに。

- ○議長(半田義秋) 消防長。
- ○消防長(山本伸一) 先ほど申し上げましたように、我々としましては、そういう意味では機会あるごとに、常に設置の呼びかけ……今火災警報器も部分的には安い部分がありますものですから、だからそれぞれの行政体、それぞれのご事情あります。なかなかそういう画一的なものでということにはならないとは思いますが、いずれにしましても設置につきましては強く呼びかけてまいりたいと、ご協力も広報紙等々、いろんな部分での呼びかけもまた担当のほう、担当課それぞれあります。そのほうともお願いしまして、呼びかけていただくということはできるのではないかと、このように思っていますので、よろしくお願いいたします。
- ○議長(半田義秋) 1番横垣成年議員。
- ○1番(横垣成年) ぜひよろしくお願いをしたい と思います。私は、この件を取り上げたいと思っ たのが、これはむつ市の実績の話ですが、ほかの

町村のほうのデータは持っていないので、建物火災については平成16年が20件、17年が24、18年が18件、19年が20件、20年が19件ということで、設置前は20件前後で推移して、設置後も大して減っていないなというのがあって、21年が18件、22年がちょっと減って13件だけれども、23年が19件とまたふえて、やはり20件前後ということで、余り火災が減っていないのではないかなというのがありまして、ぜひ本当に10件以下というか、本当にゼロを目指して進めてもらいたいと思います。

では、次に移ります。諸問題の2点目として、 消防職員の労働状況ですが、残業時間は結構減っ て、努力をされているなと思いますが、有休につ いてはほとんど変化ないということで、平均4日 ですけれども、ぜひ25年度は5日というふうな形 で取り組んでいただくことをちょっと要望したい と思います。私の個人の話ですが、サラリーマン のときに私は結構有休とらせてもらって、そのお かげで仕事以外のいろんな視点を持つことができ たというか、いろんな山登りだとかスキーをやっ たりだとか、そういう人たちとの接触を持って、 新たな視点で仕事をすることができたという、そ ういう面もありますので、そういう形でぜひ職員 がそれなりに仕事以外でもいろんな喜びという か、そういうのも持つような職員を育成してもら いたいと思います。

それでは、下北文化会館の質問に移ります。答 弁では、今現在どういう問題点があるのかという のについては余り詳しく述べてもらえなかったの ですが、本当に聞くところによるといろんなとこ ろが大変だということで、財政の問題が絡みます けれども、これもアックス・グリーンではないけ れども、それなりに構想というのも早目に持って、 これを取り上げるきっかけが隣の旧庁舎、ちょっ とここの下行とは違うのですが、旧庁舎の跡地の 問題も絡むものですから、あそこの利用と一体と なった下北文化会館の建替えというのを今考えておけば、それなりに融通きく建替えができるかなというふうに思ったのですが、今の答弁ですとかなり先になるということですが、そういう意味では財政上、仕方ないのですけれども、そういう意味では利用者に不便がないように、十分な補修をしてもらいたい。

あと、冷房設備とかというのもかなり不十分な 話を聞くのですが、そこのところの考え方もお聞 きしたいのですが。

- ○議長(半田義秋) 事務局長。
- ○事務局長(川西 彰) ただいまの横垣議員の冷房に関するご質問でございますけれども、四半期ごとに指定管理者のほうとミーティングするわけですけれども、その際、毎回のごとく冷房の件については要望を承っております。しかしながら、管理者答弁にもございますように、建物の根幹にかかわる、そういう生命にかかわる部分とか、その辺の優先度合いを考慮いたしまして、一応事業については選択しておりますので、冷房につきましては非常に要望が多いわけですけれども、それ以上に優先度、重要度が高い事業があるということで人間次整備をしていくということで考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。
- ○議長(半田義秋) 1番横垣成年議員。
- ○1番(横垣成年) 何分まででしたっけ。
- ○議長(半田義秋) 11時5分までです。
- ○1番(横垣成年) そのような答弁ですが、財政 が絡むのですけれども、本当に緊急な補修がもう 精一杯だというふうな状況はわかるのですけれど も、それだけではちょっと利用者にとってはまだ まだ不十分なところがあるなと。確かにもう命に かかわるのは、それは当然最優先だけれども、そ こだけで改修するのではなくて、利用者が利用し やすい、そういう建物をきちっと提供するのだと いう観点に立って、ぜひとも補修のほうに予算を

つけて進めてもらいたいなと、これは強く要望していきたいと思います。

それで、最後ですけれども、新焼却炉の検討委 員会のあり方、これについてはまだ検討委員会を 立ち上げていないということでありますが、今回 の施政方針ではなかなか前向きの組織を本庁のほ うというか、こちらのほうに持ってきて意思疎通 をしやすくするというふうな方針が出されまし て、大変私いいなというふうに思いました。やは りそういう何かこう前向きにいろんなのが進んで いきそうな、そういう方針に思いましたものです から、その点では大変賛同したいと思います。そ こから今度ぜひとも早く、それこそ市のほうの環 境対策課ですか、そちらのほうとの絡みもありま すし、それは各町村のそういう担当の部課等もあ りますので、そこら辺の方たちの集まる場という のは早目に立ち上げて、それこそどういう形のご みの集め方をして、どういう形で燃やしていくの かというのをそれなりにきちっと早目に議論して 検討委員会を立ち上げてくれることを要望して質 問を終わります。

以上です。

○議長(半田義秋) これで横垣成年議員の質問を 終わります。

ここで11時10分まで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時00分 再開 午前11時10分

○議長(半田義秋) 休憩前に引き続き会議を開き ます。

◎佐々木隆徳議員

○議長(半田義秋) 次は、佐々木隆徳議員の一般 質問を行います。佐々木隆徳議員の登壇を求めま す。6番佐々木降徳議員。

(6番 佐々木隆徳議員登壇)

○6番(佐々木隆徳) 第98回定例会に当たり、通告に従い、2項目について一般質問を行います。

初めに、民間活力の導入についてでありますが、 私から述べるまでもなく、民間活力とは公共施設 等の整備を効率、効果的に行うために民間の資金 やノウハウを活用するもので、手法としてはPF Iとリースの2つの方式が主に知られておりま す。その2つの方式のメリットを比較するととも に、また厳しい財政状況を考慮するならば、リー ス方式を用いて多岐にわたる行政需要に対応すべ きではないかと考えます。消防本部が毎年刊行し ている「消防年鑑」の消防庁舎の現況によると、 下北管内の消防庁舎は広域消防が発足した当時の 昭和40年代の中ごろから後半にかけて建設された ものがいまだに半数もあり、老朽化がかなり進ん でいるものと思われます。消防庁舎建設にかかる 費用は、建設するその市町村負担となることから、 むつ市に限定した質問となりますが、大湊消防署、 川内消防分署、脇野沢消防分署の3庁舎が建替え 時期となってきていることから、懸案となってい た大湊庁舎は新年度に敷地測量及び用地鑑定の予 算が計上され、数年後の完成に向け、めどがつい てきたものと思います。

そこで、残る消防分署の建替えについて、比較的小規模で短い工期の事業に適し、シンプルな事業スキームでコストの縮減ができ、なおかつ年度予算の低減と平準化が図られることから、このリース方式を導入し、老朽化した消防庁舎の建設や配備が必要な車両の導入を図るべきと考えますが、管理者の所見をお伺いいたします。

次に、救急対応についてでありますが、日頃から救急業務に従事している職員各位に対しましては昼夜を問わぬ苛酷な勤務に改めて敬意を表する次第であります。今や救急業務なくして地域住民

の安心はないと言っても過言ではなく、安心して 生活する上で欠くことのできない重要な業務であ ると思っております。その救急業務において、地 域住民から病気、事故等で救急要請を受けてから の対応について、どのようなマニュアルとなって いるのかお伺いし、壇上からの質問とさせていた だきます。

○議長(半田義秋) 管理者。

(宮下順一郎管理者登壇)

○管理者(宮下順一郎) 佐々木隆徳議員のご質問 にお答えいたします。

まず、ご質問の1点目、民間活力の導入についての民間活力を導入し、老朽化した分署の建設や 配備が必要な車両の導入を図るべきについてお答 えいたします。

議員お尋ねの消防庁舎建設及び消防車両購入に おけるリース方式導入についてでありますが、議 員ご指摘のとおり、大湊消防署、川内消防分署、 脇野沢消防分署庁舎については、昭和40年代に建 設された庁舎でありますので、庁舎老朽化に伴い、 不良箇所も生じてきており、補修等を行いながら 庁舎維持に努めておりますが、早急な庁舎建設が 必要でありますことは十分に認識しております。 それに伴い、現在大湊消防署庁舎建設事業に着手 しておりますが、庁舎建設には多額な費用を要し ますことから、1庁舎建設終了後に次の庁舎建設 を行うことになるかと思われます。消防車両につ きましても購入には高額な経費を要しますので、 一括に何台も購入することができない状況にあり ます。議員がご提案された庁舎建設及び車両購入 にリース方式を導入することについてであります が、リース方式は初期投資の軽減化、金利変動の リスク減少、費用の平準化が図られること等のメ リットがあります。しかし、国、県からの補助金、 交付金を活用できないこと、長期契約となります ので、建設費や購入額が割高となること等のデメ

リットもあります。議員ご説明のとおり、全国では消防庁舎、消防車両のリース方式による建設及び購入を行っている自治体の実例もあります。庁舎建設、車両購入に要する多大な経費を少しでも軽減する観点からもその実例を参考に研究を行い、まずは現状の建設、購入方法と、リース方式を比較、分析を行っていきたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、救急対応についての救急時のマニュアル についてをお答えいたします。議員お尋ねの救急 車出場時のマニュアルについてでありますが、下 北広域消防での救急業務につきましては、消防法、 救急救命士法等に基づき、救急業務等に関する規 則、規程、救急救命士の行う特定行為及び除細動 に関する救急活動基準を制定し、実施しておりま す。その救急活動基準によれば、救急出場して救 急現場に到着後に、傷病者の状況を観察し、必要 であれば傷病者もしくは関係者へ観察結果と応急 処置の必要性を説明し、承諾を得て、応急処置を 実施します。また、救急現場の状況により、傷病 者の安全等を考慮し、必要最小限の応急処置をし て救急車に傷病者を収容後、必要な応急処置を実 施する場合もあります。救急救命士が救急救命士 法施行規則に定める応急処置をする際には、医師 の具体的な指示を受ける必要がありますので、医 療機関へ連絡し、その処置の内容により救急車内 で処置を実施後に現場を出発します。そのような 場合には、傷病者を救急車内に収容した後に、数 分の時間を要して現場出発することもあるという ことをご理解賜りたいと存じます。また、そのよ うな場合でも今後とも救急隊として傷病者、もし くは関係者に対して、処置等が必要である旨の説 明を徹底してまいりたいと考えておりますので、 ご理解を賜りますようお願いいたします。

- ○議長(半田義秋) 6番佐々木隆徳議員。
- ○6番(佐々木隆徳) このリースの件に関しまし

ては、昨年の6月定例会、むつ市議会で同様の質問をしておりまして、その際に再三にわたって議長から下行の範疇でありということで市長からは、管理者からは具体的な答弁をいただけませんでした。

そこで、リースに関しまして、当初からここに おられる皆さんは、私もそうでしたけれども、プ レハブ的な、ほとんど簡易な形のイメージかと思 います。今は、技術的にもかなり進んでおりまし て、高規格、高品質なものが可能で、用途はあら ゆる施設の建設ができると。学校や公民館等の各 種公共施設や役場庁舎、消防署、そして公営住宅 など、多岐にわたってさまざまな用途で建設され ております。県内でも一、二の団体が検討してい るというふうな情報もいただいております。発注 の要望に沿って、設計から業者選定、さらには地 元業者への下請など、通常の建設工事と何ら変わ りないと、そのような形で行われているというの が実情であります。国の財政支援は受けられない というデメリットはありますが、先ほど管理者も 述べたようなデメリットはありますが、起債の必 要がなく、発注コストの低減、作業の軽減、さら には事務効率などメリットが大きいと思われま す。管理者は、先ほど検討してみる、またはそれ らを勉強するというふうなニュアンスの発言であ りましたけれども、いま一度この点について改め て伺います。

- ○議長(半田義秋) 管理者。
- ○管理者(宮下順一郎) このリース方式、私も少しかじったことが、勉強したことがございます。これは、非常に魅力的なものでありますけれども、先ほど壇上でお答えいたしましたように、交付金、それから補助金、こういうふうなものがストップというふうな形の中で行われているというふうな、今現在の認識でございます。これは、他の自治体、県内は今お話、初めて聞きましたけれども、

県外では全国的に消防庁舎だとか、さまざまな公 共施設、それをリース方式で行っているというふ うな、実はそういうふうな資料も私拝見をいたし まして、担当のほうに研究せいというふうなこと で命じておりますし、これからその購入方式と、 建設して購入する、そしてリース方式、これは比 較、分析をしていかなければいけない。やはりそ こには非常に越えていかなければいけない厚い壁 があると思います。補助金、交付金の問題。これ は、単独の自治体で建てるわけですので、それぞ れの自治体の財政力、こういうふうなものも検討 していかなければいけないものであろうと思いま すし、むつ市のことに限ってお話をさせていただ きますと、たしか車両のほうについては補助金、 交付金でしたかな、交付金の中で経済対策か何か のときに2台から3台くらいのリース方式の車両 をリースで契約したことがあります。そういうふ うなことでありますので、これから分析と比較検 討、研究していきたいというふうなことで思いま す。非常に魅力のあるリース方式、こういうふう なところは佐々木議員と私は、思いと申しますか、 考え方が同じなところは、基盤は、ベースは同じ ところがあります。しかしながら、リースをしま すと最初はぐんと高くて、平準化でございますけ れども、そういうふうなところもありますし、平 準化できるというふうなメリットもあります。そ ういうようなメリット、デメリット、こういうふ うなところを分析、比較検討、研究をしていきた いということでございます。

- ○議長(半田義秋) 6番佐々木隆徳議員。
- ○6番(佐々木隆徳) 今管理者から伺いましたけれども、壇上で述べましたとおり、西通り地区3 消防施設につきましては、大湊消防署、昭和47年です。川内消防署、さらに古く昭和44年、これは下行の発足以前に何かの建物を利用したというふうに聞いておりますけれども、それから脇野沢消

防分署は昭和49年、いずれも築40年前後、40年経 過しているのもありますけれども、先ほど管理者 は1庁舎建設後に次の庁舎に手をかけると。これ は地区の思いです。財政が厳しいのは重々わかっ ているのですけれども、要するに用地選定、鑑定 等々から着工、そして完成、そして供用というふ うな形になりますと、1 庁舎、すなわち大湊庁舎 は昨年、一昨年からの懸案事項で、今ことしよう やく予算がついたと。単純に言いますと、供用ま でほぼ5年近くと。川内においても恐らく今の川 内消防分署においては、道路沿いの俗に言う便利 は便利ですけれども、消防で言う訓練とか、そう いったものができないような状態になっているの ではないか。脇野沢も同様です。とすれば、最大 5年、5年、5年というふうな形になれば最低限、 脇野沢でいけばあと十数年先がようやく供用でき るというふうな思いで、私はあえてリースの方式 を提言しているような次第であります。そのこと は、管理者にも以前にもお話ししましたけれども、 同様の思いであります。

最後に、下北管内の消防署及び消防分署の中で 唯一水槽車が配備されていないのは、脇野沢消防 分署だけと伺っております。そういう点に、脇野 沢でリース方式はどうかというふうな思いで今発 言しているわけであります。特に最近の消防火災 においては、脇野沢の例ですけれども、平成21年 の12月、22年の12月、23年の6月、12月、24年は、 昨年はありませんでしたけれども、過去3年間連 続して死傷者や焼けたけがが出ておりまして、初 期消火がいかに重要かと問われるようなところで ありまして、特に今水槽車とタンク車の違いとい いますと、タンク車、たしか2.2トンか2.何トン かというふうな半端で聞いておりますけれども、 実際に消火活動になれば3分からせいぜいもって 5分というふうな話で伺っています。やはり水槽 車の必要性というのは、地域では十分再三にわた

って、私も地域で要望を受けておりますので、そ の点について、管理者、改めてもう一回答弁お願 いいたします。

- ○議長(半田義秋) 管理者。
- ○管理者(宮下順一郎) 川内、そして脇野沢分署、 非常に老朽化しているのは、私も行くたびごとに 感じております。この部分において、大湊署、そ して川内分署、脇野沢分署と、非常に3つの西通 りの消防体制、消防署、分署体制が非常に老朽化 しているというふうなことは十分認識をいたして おります。特にまた佐々木議員の地元であります 脇野沢分署につきましては、非常に狭くて、車庫 なんかも狭い、そういうようなことも十分認識を しております。しかしながら、15年となりますと、 佐々木議員は75歳でまだお元気だと思いますの で、そこを目指してやっていかなければいけない のではないかなと、こういうふうに思いますけれ ども、まず問題が川内分署と脇野沢分署、この西 通りの消防分署の配置、そういうふうなところま でやはり検討も加えていかなければいけないので はないかと、こういうふうに思います。

そこで、大湊署を中心として、サテライト的な、また分署をこういうふうな形でつくっていくとか、そういうふうなところも検討課題であろうと、こういうふうに思います。本当に脇野沢分署と川内分署に勤務なさっている消防職員、そしてまた地域の方々、こういうふうなところでのご不安な点、そしてまた勤務体制の中で、非常にご不満を感じているというふうなことは重々認識をしておりますので、先ほど来お話しのリース方式等がもし可能ならばというふうなことでこれから分析、検討、比較、こういうふうなところをしていく必要があろうと、こういうふうに思っているところでございます。しかしながら、多大な経費がかかります。むつ市でやっていくわけですので、むつ市の財政状況は非常に厳しい状況でありますの

で、この点も財政当局と連携をとりながら管理者 として対応していかなければいけない大きな課題 であると、このように認識をいたしております。

- ○議長(半田義秋) 6番佐々木隆徳議員。
- ○6番(佐々木隆徳) 昨年の6月市議会定例会で、 それから今回市長及び管理者に地区の思いを十分 伝えたと思います。また改めて何かの機会にやり たいと思いますけれども、とにかく地区から一人 の議員ということで地域の声は再三にわたって述 べていきたいと思います。

次に、救急業務の……

- ○議長(半田義秋) 管理者、静粛にしてください。
- ○6番(佐々木隆徳) 議事録に載せても結構ですけれども、地域で言えば不法投棄のごみの関係、さらにはこの間の予算委員会では農業公社の問題とか、そういったさまざまな形でありますけれども、地域の思いを十分に管理者には伝えたと思っております。

それから、救急業務につきまして、全く初歩的 な質問をさせていただいたと恐縮しておりますけ れども、このことはヒアリングでもお伝えしまし たけれども、要するに救急車に乗った、俗に言う 患者さんお二人からそのような話を聞いて、私は 今、本来内容はありませんけれども、どういった 形なのかというふうな形で、説明受けますと十分 納得しましたけれども、要するにそのような状態 ですぐゴー、スタートはできないと。ただ、地区 の住民からすれば電話のやりとりなり、いろんな そこで私は例えば今の救急救命士ですか、そうい った形でどの範囲までやれるのかわかりませんけ れども、要するに具合悪い状態で救急車に乗った 段階で、いろんな形であちこちに連絡すると。一 番最初に私が言われたのは、走ってから連絡した らいいのでないかと。これからさらに1時間、例 えば脇野沢の中心部から1時間ですけれども、九 艘泊、滝山、源藤城になれば、さらに15分、20分

かかるわけです。そういった中で、今の救急車に 乗ってからさらに1時間、もしくは1時間10分、 20分かかるという思いからすれば、よほど一分一 秒を争うような、例えば脳卒中であれ、心筋梗塞 のような、そういった症状になれば物すごく一分 一秒が長く感じられると。火事の現場でも同じで すけれども、消防車が来るまでの何秒といいます か、2分、3分が物すごく長く感じられるような 状況だと、そういう思いで私は救急車を要請した 方々から、2名ほどから聞いて伺っておりますの で、そういうような手順等もあるのは重々理解い たしましたし、改善する余地がありましたらその ような方向で向かっていただきたいと思います し、消防隊員の皆さんには今後とも多様化する、 なおかつ増加傾向にある救急業務に精励していた だきますようお願いいたしまして、質問を終わり ます。ありがとうございました。

○議長(半田義秋) これで佐々木隆徳議員の質問 を終わります。

◎日程第6 議案審議(質疑、討論、 採決)

○議長(半田義秋) 次は、日程第6 議案審議を 行います。

◇議案第1号

○議長(半田義秋) まず、議案第1号 下北地域 広域行政事務組合一般廃棄物処理施設の技術管理 者の資格を定める条例を議題といたします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(半田義秋) 質疑なしと認めます。これで 質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありま ○議長(半田義秋) 事務局長。 せんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議あり ませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(半田義秋) ご異議なしと認めます。よっ て、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◇議案第2号

○議長(半田義秋) 次は、議案第2号 下北地域 広域行政事務組合障害児入所施設条例の一部を改 正する条例を議題といたします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(半田義秋) 質疑なしと認めます。これで 質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありま せんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議あり ませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(半田義秋) ご異議なしと認めます。よっ て、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◇議案第3号

○議長(半田義秋) 次は、議案第3号 下北地域 広域行政事務組合負担金条例の一部を改正する条 例を議題といたします。

質疑ありませんか。1番横垣成年議員。

○1番(横垣成年) 1点だけお願いします。

今回償還が始まったということでこのような条 例が出たのですが、県振興資金の償還ということ でありますが、この県振興資金というのはどうい うものなのでしょうか。これは、ほかの民間のも のよりも何か有利なものなのかどうかお聞きいた します。

- ○事務局長(川西 彰) ただいまのご質問にお答

えいたします。県の振興資金でございますけれど も、起債の一種でございまして、県の融資制度で ございます。国の融資制度であります財政融資資 金と同じ金利水準で運用されております。当然な がら民間よりは金利的には低率であるということ で、相当有利になってございます。

以上です。

- ○議長(半田義秋) ほかに質疑ありませんか。 (「なし」の声あり)
- ○議長(半田義秋) 質疑なしと認めます。これで 質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(半田義秋) ご異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◇議案第4号

○議長(半田義秋) 次は、議案第4号 下北地域 広域行政事務組合が設置する一般廃棄物処理施設 に係る生活環境影響評価調査結果の縦覧等の手続 に関する条例の一部を改正する条例を議題といた します。

質疑ありませんか。1番横垣成年議員。

○1番(横垣成年) 1点だけお願いします。

今回縦覧の場所とか意見書の提出、規則で定めるというふうに書いているだけで、現行のほうは下北広域事務組合の管理課とか、管理者が指定する場所とか、きちっと書いてあるのに、今回の改正ではただ規則で定めるとしか書いていないのですが、今までのほうが明瞭でいいように思うのですが、この改正のそういう意味での意義というか、そういうのをちょっとお知らせいただければと思います。

- ○議長(半田義秋) 事務局長。
- ○事務局長(川西 彰) ただいまのご質問にお答 えいたします。

縦覧場所の変更に伴う本条例改正につきましては、これまで2回ほど行われ、今回が3回目となります。縦覧場所変更の都度、条例改正を行うか、それとも今回ご提案申し上げたように、条例において規則に委ねるかということでございます。他自治体の縦覧場所の規定方法を調べましたところ、条例において規則に委ねるというケースがかなりございました。当組合でも同様の取り扱いとするということとしたものでございます。ご理解をいただきたいと存じます。

- ○議長(半田義秋) 1番横垣成年議員。
- ○1番(横垣成年) としますと、結局その場所は どういうふうになるのでしょうか。この改正後の 場所は。今までと違うということでよろしいので しょうか。
- ○議長(半田義秋) 事務局長。
- ○事務局長(川西 彰) 場所については、規則で 定めることになりますけれざも、運営方針のほう でもお話し申し上げましたとおり、廃棄物処理施 設管理課が名称変更で廃棄物施設課となりますの で、規則のほうでは廃棄物施設課ということで規 定されることになります。

以上です。

- ○議長(半田義秋) ほかに質疑ありませんか。 (「なし」の声あり)
- ○議長(半田義秋) 質疑なしと認めます。これで 質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(半田義秋) ご異議なしと認めます。よっ

て、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◇議案第5号

○議長(半田義秋) 次は、議案第5号 平成24年 度下北地域広域行政事務組合一般会計補正予算を 議題といたします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(半田義秋) 質疑なしと認めます。これで 質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(半田義秋) ご異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◇議案第6号

○議長(半田義秋) 次は、議案第6号 平成25年 度下北地域広域行政事務組合一般会計予算を議題 といたします。

質疑ありませんか。1番横垣成年議員。

○1番(横垣成年) 何点かよろしくお願いします。 まず、16ページでありますが、一般管理費、情 報公開審査委員報酬が平成24年度ではあったので すが、今回削除されたということはなぜなのでし ょうかということです。

それと、19ページ、はまゆりのほうの学園の建 替え工事が始まるのですが、これは入札で実施す るのか、随意契約で行うのかをお聞きします。

それと、20ページですが、塵芥処理費で電気主 任技術者というのが今までなかったのですが、今 回登場したということで、これはなぜかというこ とです。そして、同じところの役務費の保険料が 昨年が194万8,000円だったのです、24年度が。25年 度が大幅に減って32万に減っているので、これは どういう改善策をとったのかというのをお聞きし たいと。同じところの助燃剤投入工事というのが 124万6,000円、大して大きい金額ではないのです が、これはどういうものなのかというのをお聞き したいと思います。今までと違う設備を新たに設 置するのかというのをお聞きしたいと思います。

それと、こういう工事は事業者、アックス・グリーンのほうの負担でできなかったのかどうかということです。

そして、この助燃剤ですが、今回投入工事ですから、入れやすくするのか、今まで不具合があったのを直すのかどうかはちょっとわかりませんが、私は助燃剤というのはもっと別の助燃剤に代替できるものなのではないかなというふうに考えているのですが、今現在はLPガス、液化石油ガスを助燃剤としているのですけれども、そういうLPガスでないとだめなのかどうかというのをお聞きしたいと思います。結局今回のこういう工事をするのであれば、別の助燃剤も使えるような、そういう設備にできるのではないかなというのもありましたので、そこのところをお聞きしたいと思います。もっと別の安い助燃剤というのも検討できるのではないかなというのもあるので、そこのところを考え方をお聞きしたいと思います。

それと、21ページですが、し尿処理費、需用費の消耗品費、これもかなり大幅に減って平成24年が6,400万だったのが今回1,300万と大幅に減っているので、この理由もお聞きしたいと思います。

それと同じところの役務費の保険料、ここの保 険料も24年度が114万から23万というふうに、こ れも大幅に減っているので、理由をお聞きしたい と思います。

それと、同じところの委託料の工事請負費、この工事請負費 5 億2,000万何がしというところがばんと金額がふえたのですが、これは前回の工事

請負費等がなくなったのですよね。この工事請負費と合わせた金額にしたのかどうか。24年度の合わせた金額よりも今回5億2,000万何がしということでふえているのです。そのふえた理由をお聞きしたいと思います。

それと最後ですが、24ページ、大湊消防署の予定地の測量業務委託料というところがありますので、大湊消防署の建設予定地はどこなのでしょうかと、決まったのでしょうかというのをお聞きしたいと思います。

以上、お願いします。

- ○議長(半田義秋) 事務局長。
- ○事務局長(川西 彰) まずは、初めに情報公開 審査委員報酬がなくなっているのはなぜかという ご質問でございますけれども、情報公開審査委員 会につきましては当該事案が発生した場合に対応 することとしたため、当初予算計上をしなかった ものであります。ご理解をいただきたいと思いま す。

次に、はまゆりの工事請負は入札で実施するのか、随意契約かとのお尋ねでございますけれども、 基本的に随契の理由がない限りは入札を行うこと となります。

次に、電気主任技術者をこれから配置するのか、 それはなぜかとのお尋ねですけれども、電気主任 技術者につきましては従来から配置してございま して、従来は臨時職員の身分でしたけれども、今 回非常勤特別職のほうに身分変更をしたというこ とでございます。

次に、役務費の保険料が194万8,000円から32万に減っているのはなぜかとのお尋ねですけれども、これにつきまして保険を見直した結果であります。従来財団法人全国自治協会にかけていましたが、公益社団法人全国市有物件災害共済会のほうに切りかえたものでございます。市有物件のほうが給付内容については劣りますけれども、保険

料の安さを考慮し、切りかえたものでございます。

次に、助燃剤投入工事124万6,000円はどういうもので、今までと違う設備か、また事業者の負担にできないか、また助燃剤は液化石油ガスでないとだめなのか、別の安いものにかえることはできないかとのお尋ねでございますけれども、今回の助燃剤投入口作業床設置工事につきましては当該作業従事者の安全確保を図るため、作業用の足場を設置するものであります。投入口から入れた助燃剤が途中でひっかかったりいたしますと、人力、人の力でプレスに落下させる必要がありますが、当該作業につきましては高所作業で危険を伴いますことから、今回安全対策を講じるものであります。

次に、助燃剤投入口につきましては、そもそも 平成17年度に当組合が設置したものであり、今回 の工事につきましてはその関連工事であります。 したがいまして、事業者の負担にするということ にはならないものであります。

次に、LPガス、液化石油ガス以外の安価な燃料ということでありますが、LPガス以外の気体燃料となりますとLNG、液化天然ガスが考えられます。この両者の相違点といたしましては、LPガスは発熱量がLNGの倍以上ありますが、価格がLNGより非常に高いと、それからLNGはこの逆というふうになります。それから、貯蔵方法がLPGは常温ですけれども、LNGはマイナス160度以下であり、現状貯蔵設備ではマイナス160度以下に保持できないこと、それからLNGを使用するためにはガスエンジン、その他種々の設備を改造する必要があること等、非常に難点が多くございます。以上から現実にはLNGへの変更はできないものであるということをご理解いただきたいと思います。

それから、需用費の消耗品費6,400万から 1,300万に減っているのはなぜか、役務費の保険 料が114万から23万へ減っているのはなぜか、委託料の工事請負費と合体したのか、また増加要因は何かとのお尋ねでございますけれども、需用費の消耗品費が減った理由は運営方針でも述べましたが、包括契約移行によるものであります。包括契約移行に伴いまして、関連経費が全て委託料に集約一元化されることとなります。

次に、保険料が減った理由ですけれども、先ほ どと同様、保険を切りかえたものでございます。

次に、工事請負費については、需用費の消耗品 費同様、包括契約移行により委託料に集約一元化 されたものでございます。

以上です。

- ○議長(半田義秋) 消防長。
- ○消防長(山本伸一) 消防庁舎の建設予定地についてのご質問にお答えいたします。

現段階につきましては、本格的な用地交渉の前の段階にあるわけでございます。あくまでも予定地ということでございますので、地権者にご迷惑のかからない表現になります。現在消防庁舎は海に近いところにありますことから、新たな消防署はなるべく高いところを考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

- ○議長(半田義秋) 1番横垣成年議員。
- ○1番(横垣成年) 再質問は、1点だけお願いします。

助燃剤についてです。LNGのほうは難しいと。 私は、石炭でもできないかなというのを考えたり もしたのですが、そこら辺は全くできないものか どうかということと、それと同じLPガス、これ トン当たりどのくらいで購入しているのかという のもお聞きしたいと思います。先ほど言ったよう に、石炭とかというのはできないものか、それか らトン当たりどのくらいで購入しているのか、ち ょっとお聞きしたいと思います。

○議長(半田義秋) 事務局理事。

○事務局理事(蛭名俊文) 横垣議員のご質問にお 答えいたします。

助燃剤、石炭にかえられないかということでございますけれども、助燃剤というものはむつ衛生センターのほうのし尿、汚泥を処理した際に、残ったもの、水分、水をきれいにして河川に放流しておりますが、中にどうしても残渣残りますけれども、それに古紙等をまぜて化学処理して固めたもので脱水処理したものでございます。これを助燃剤と称して衛生センターから出されたものをアックス・グリーンのほうで処分いたしているという状態でございません。あくまでも衛生センターから出たさいます。あくまでも衛生センターから出たものを処分しているということでご理解願いたいと思います。LPガス、どのくらいかということですけれども、3月現在の価格で1トン当たり8万6、190円となっております。

以上でございます。

- ○議長(半田義秋) 1番横垣成年議員。
- ○1番(横垣成年) 1トン当たり8万6,190円と いうことで、これはほとんど中東から輸入してい る金額だと思うのですが、最近の情報では、3月 14日の日刊工業新聞では、東京電力もかなり、L NGですけれども、そういうのをLPガスも使っ ていて、中東から買うのをやめてアメリカから直 接買うように切りかえたのだそうです。だから、 そういうことが今現在日本では行われております ので、やはり購入先でアメリカから買って、この 日刊新聞だと1トン当たり900ドル前後のやつを アメリカからだと400から500ドル程度、1ドル 100円にしたら4万円から5万円ですか、そうい う形で大体半分近くの値段で今度はアメリカから 買うように切りかえたそうです。ですから、この 部分というのは買うところをもう少し検討して、 やっぱりアメリカから輸入している日本の業者を 探して、当然東京電力が買っているわけですから、

その業者と接触したりして買うところをもう少し精査して、安いところもあるというのが現実ありますから、今8万6,190円が4万になる可能性も十分ある問題ですので、こういうのをきちっと検討してほしいのです。3回の質問ですから、これで終わりですけれども、これをぜひ検討してほしいということをちょっと管理者のほう、どうでしょうか。ぜひこれは検討してほしいのですけれども。これについては、また次の一般質問でもやりたいと思いますので、とりあえずぜひこれについて検討できるかどうか、そういうふうに安くもう購入できる手段があるわけですから、このところをちょっとぜひ検討してほしいと思います。

- ○議長(半田義秋) 管理者。
- ○管理者(宮下順一郎) そういうふうに安いところを、ぜひ横垣議員、東京電力からお聞きいただきまして、そしてさまざまなルートからお聞きをいただきまして、当組合のほうにお知らせをしていただきたいと、こう思います。
- ○議長(半田義秋) ほかに質疑ありませんか。7 番斉藤孝昭議員。
- ○7番(斉藤孝昭) アックス・グリーンとはまゆり学園、さらにむつ衛生センターについてお聞きしたいと思います。

先ほど管理者からの運営方針の中で、まずアックス・グリーンについてでありますが、課を統合して事務室を本庁舎に移すというふうな話で、理由は情報の共有、意思の疎通を行うと。構成市町村との連携が不可欠でありますというふうなことでありました。その前に、アックス・グリーンをめぐる課題が多いというふうな前振りをされていました。具体的に、アックス・グリーンをめぐる課題、構成市町村と連携しなければならない理由は何なのかをお知らせ願いたいと思います。

次に、はまゆり学園についてでありますが、公 設民営方式に移行したいというふうな話でありま したが、指定管理者制度、またはその他の委託で 運営するという方法もあると思いますが、今この 時期にできる前から公設民営方式が適当とおっし ゃったことについての根拠をお知らせ願いたいと 思います。

次は、むつ衛生センターについてであります。 これも今まで単年度契約していたのが今年度から 複数年の契約をしたいというふうな内容でありま すが、本来この契約を複数年にする場合、議会の 議決が必要でないのか、または議決が必要でなく ても議会に対する説明責任があると私は思いまし たが、それをやらなかったことについて、当局の お考えをお知らせ願います。

- ○議長(半田義秋) 管理者。
- ○管理者(宮下順一郎) アックス・グリーンの課の統合と、衛生センターと、それから廃棄物のほうのこの課の統合をして本庁舎のほうに持ってくるというふうなこと、さまざまな課題があるというふうな表現を使わせていただきました。その課題につきましては、これまでこの当組合議会の中で斉藤議員から本当に多くのご指摘をいただいている。そういうふうなものをやはり連携をとって、むつ市の廃棄物対策課及びまた町村のほうの担当の方々が非常に連携を深めるための場所として最適だというふうなことで判断をいたしたところであります。

ただ、一方この部分において現地の施設、こういうふうな部分に目が届かない部分が発生する可能性もありますので、それは決して避けなければいけない事態であると。常に今度は施設の管理、そして維持、そういうふうなものについては本庁舎から出向き、そして頻繁に担当している事業者と連携を深めて、さまざまな部分で手落ちのないように進めるべきということは指示を出しておるところでございます。そういう意味で、議会のほうから、各議員からもさまざまご指摘をいただい

ております課題が山積しておるわけでございます ので、この部分についてのしっかりした連携を深 めるためということでご理解をいただきたいと、 こう思います。

それから、公設民営、この部分、表現を使いま したけれども、先ほどお話しをいたしましたよう に、本当にこの施設、老朽化しているということ は斉藤議員もご承知だと思います。この部分にお きまして、例えばもう冬場でも冷房の状態だと。 体育館なんかも非常に丸ストーブを抱えて交流会 を過ごすとか、そういうふうな状況、トイレ、さ まざまなここの部分で建替えが必要であるという ふうな判断に至り、この形で建替えの予算を、そ してまた24年度は設計だとか、そういうふうなこ との予算を御議決いただき、ようやく25年度に建 設に向けて着工するということになったわけでご ざいます。この部分につきましては、御議決いた だきますれば、速やかに快適な環境の中で、施設 で生活ができるように、学ぶことができるような 体制をつくっていきたいと、このように思うとこ ろであります。この部分において、公設民営と、 単独でこの施設をやるには入所者が非常に少なく なってきているわけでございます。さまざまな学 校の関係の中でのその部分の対応が進んできてお ります。そういうふうなところで、入所者が非常 に減少していると。昨年だったでしょうか、入所 者の定員の削減も御議決いただき、そういうふう な状況の中で、しかしながらしっかりと我々行政 として支えていかなければいけない入所者であり ますので、児童でありますので、そういうふうな ところにはやはりしっかりと対応していくべきと いうふうなことであります。それを仮に指定管理 だとか、それから民間に移譲するというふうなこ と、これらも検討いたしましたけれども、入所者 の人数が非常に少なくなってくると。出現率は変 わりありませんけれども、要するに入所者が少な

くなってくる、この傾向の中ではなかなかこれは 非常に厳しいものがあるので、公設民営でいくの がベストであると、今の段階ではそういうふうに 考えておるところでございます。

それから、衛生センターの包括契約、この部分 もたしか単年度ごとでやるというふうな、これま で進んできたわけでございますけれども、この部 分でも当組合議会の中からさまざまご指摘の部分 があったように私記憶いたしております。そこの ところ、5年によって費用を平準化する。そして、 建設してから6年もう経過しました。その部分で は、今後さまざまな部分でのメンテの部分、これ が非常に単年度ごとにかかってくる、そういうふ うなところで5年間の包括することによって、メ ンテの部分での費用が平準化されるというふうな 利点、そしてこの部分のコストにつきましても非 常に厳しい査定を行いまして、金額も下がってき ているということでございます。その部分で、議 決をなぜしないのかというふうなことでございま すけれども、この部分においては予算の中でご審 議をいただいておるわけでございますので、方向 としては単年度ごととは違いますけれども、単年 度ごとの予算の中で包括契約をしていくというこ とでございますので、ご理解をいただければなと、 こういうふうに思います。

- ○議長(半田義秋) 事務局長。
- ○事務局長(川西 彰) 管理者答弁に補足いたします。

複数年契約の件でございますけれども、複数年 契約、長期継続契約につきましては組合に長期継 続契約に関する条例がございまして、当該条例に 基づいて複数年契約、長期継続契約を導入するも のであるということでございます。

それから、基本的なことで大変あれなのですけれども、一応議決事件ということになりますと工事請負費が1億5,000万以上、それから財産取得

の2,000万以上、これが要は議決事件ということになってございますので、今回は委託料でございますので、議決対象外ということになります。以上です。

- ○議長(半田義秋) 7番斉藤孝昭議員。
- ○7番(斉藤孝昭) アックス・グリーンについては、私も再三にわたって指摘させていただいていますので、問題が山積と。それを集約した発信も受け入れも集約したいというふうな管理者の判断ですので、それはそれでいいと思います。

はまゆり学園については、この広域事務組合が 過去にアックス・グリーンの委託方法で公設民営 方式というのをやったわけです。ごみ処理センタ ーです。公設民営方式。どんなことになったかと いうと、結局は行政で建物を建ててあげて民間が 運営するのですが、処理センターとこの入所施設 の考え方は違うと思いますが、決められた金額で 運営をできないと赤字がさらに膨らんでいって、 結局それを請負した業者がその赤字を解消するた めにどういう行動を起こすかということをアック ス・グリーンで経験しているはずなのです。採算 がとれない人相手の施設がどうやって健全な会社 運営をしていけるのかというところに非常に疑問 があって、やはりもう少し、今はまだこの先だと 思いますので、もうちょっと公設民営という方法 について検討が必要だと思いますが、管理者はど ういうふうに思うのか、もう一度お知らせ願いた いと思います。

衛生センターの契約については、事務局長おっしゃるとおりだと思います。私も知っていましたが、ただ……事務局長、聞いていますか。事務局長、聞いてる。聞いていますか。議会に対する事務方の姿勢の問題だと思うのです。もう少し、住重が今単年度契約でずっとやってきましたが、経費を節減するために5年経過した後は、いろんな契約の方法を考えたいというのは過去に私の質疑

で皆さんが答えていたのは間違いない話でありま す。しかしながら、住重にそのままスライドして 複数年で契約するのか、それとも違う会社と競争 入札をさせて契約をさせていくのか、または違う 方法が考えられなかったのかとかというふうなこ とを多分やったと思うのです。その結果、住重に なったということですので、先ほど提案理由の中 では複数年と管理者は言っていますが、今お聞き したところ5年だとおっしゃいました。では、何 で管理者が5年契約すると言わなかったのかと か、そういう細かい説明、または5年間どういう ふうな金額の査定をして契約に至ったのかという のは、議会に説明すべきだと思うのです。条例と か約束では十分わかっています。だけれども、議 会に対する事務方の姿勢というのをもう少し考え ていただきたいということで指摘させてもらった のです。事務局長、どういうふうに思うのかお答 え願います。

- ○議長(半田義秋) 事務局長。
- ○事務局長(川西 彰) まず、契約年数5年についての説明をしたいと思います。

5年の根拠につきましては、むつ市に長期継続 契約を締結することができる契約を定める条例の 事務取扱に関する通知というものがございまし て、この中で役務の提供契約の契約期間は原則と して5年を上限とするというふうにございますの で、当組合でもこれに倣って5年としたというこ とでございます。

あと、住重環境エンジニアリング、略称SKEですけれども、SKEとの随契ということになります。何でSKEとの随契になったかということになりますと、もともとは本体プラント設備を住友重機械工業が設計、施工したものでございまして、住重環境エンジニアリングが今受託しているわけですけれども、この会社は住友重機械工業の系列会社、100%子会社でございますので、そう

いう意味では当然施設の特性を熟知して契約の適 正な履行の観点から最適であると、そういうよう な観点で随契しております。従来1年ずつ単年度 更新でこれまで随契をしてきたのですけれども、 このたび複数年契約を導入するということで当該 業者と随契をするということになってございま す。

はまゆり学園についての運営についてのお尋ね、ご心配だと思いますけれども、一応はまゆりについては公設民営、ちょっと若干管理者の答弁とあれなのですけれども、公設民営、事実上指定管理者ということになります。当然指定管理料つきの委託料ということを想定してございますので、その辺赤字の要因が発生すれば、その辺は随時指定管理料のほうでご協議をさせていただくということになります。運営方針にもありますとおり、当地域で唯一のこの種の施設でございますので、基本的には絶対なくすことができないということで指定管理者であれば設置主体が行政であるということでは撤退リスクもありませんので、そういうことで指定管理者方式の導入を一応検討しているということでございます。

- ○議長(半田義秋) 7番斉藤孝昭議員。
- ○7番(斉藤孝昭) よくわかりました。衛生センターの契約については、事務局長が今おっしゃったとおり、資料として議会に提出するべきだと思います。議決とか審査はないものの、こういう契約になりますと、しましたというふうな説明がなければ、管理者は議案書に予算で出しているから、わからなかったら聞いてくださいというふうな内容でありましたが、そういうことではないと思います。広域の議会に来ると、議員に対する説明が非常に少なくて、審査する資料も少ないと私は感じています。やはり今の例を参考にしまして、ぜひ今後はもう少し資料、または説明を詳しくするようにぜひお願いしたいなというふうに思いまし

た。

以上です。

- ○議長(半田義秋) ほかに質疑ありませんか。 (「なし」の声あり)
- ○議長(半田義秋) 質疑なしと認めます。これで 質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(半田義秋) ご異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長(半田義秋) これで本定例会に付議された 事件は、すべて議了いたしました。

以上で下北地域広域行政事務組合議会第98回定 例会を閉会いたします。

閉会 午後 零時10分

署 名 地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

下北地域広域行政事務組合議会議長 半 田 義 秋 下北地域広域行政事務組合議会議員 白 井 二 郎 下北地域広域行政事務組合議会議員 秋 田 力

下北地域広域行政事務組合議会第98回定例会会期日程表

日	程	月 日	曜日	会議	区分		会 議 内 容
					開	会	
						0	諸般の報告
						第1	会議録署名議員の指名
				第 2	会期の決定		
第	1 日	3月26日	火	本 组	会 議	第3	平成25年度運営方針
						第4	議案一括上程、提案理由の説明
						第 5	一般質問
						第6	議案審議(質疑、討論、採決)
						閉	会

議事経過一覧表

下北地域広域行政事務組合議会(第98回定例会)

議案番	号等	件	名	議決月日	審議結果
議案第 1号	下北地域広域行政事務組合一般廃棄物処	3月26日	原案可決		
哦采免	1 7	管理者の資格を定める条例		37201	你 亲可仅
議案第	2号	下北地域広域行政事務組合障害児入所が	施設条例の一部	3月26日	原案可決
哦采免	2 7	を改正する条例		37201	你 亲可依
議案第	3号	下北地域広域行政事務組合負担金条例の)一部を改正す	3月26日	原案可決
哦采免	3 7	る条例		37201	你 亲可依
議案第	4号	下北地域広域行政事務組合が設置する- 施設に係る生活環境影響評価調査結果の	一般廃棄物処理	3月26日	原案可決
MAZ ZIC ZIC	_ ,	に関する条例の一部を改正する条例	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		#31.7K 3.7K
 議案第 5号	5号	平成24年度下北地域広域行政事務組合	一般会計補正	3月26日	原案可決
阿及 不 列	0.,	予算		0 /1 2 0 1	<i>从</i> 未可以
議案第	6 号	平成25年度下北地域広域行政事務組合		3月26日	原案可決
10000000000000000000000000000000000000	0 7	1 8 2 0 下汉 1 4 2 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	1 从公司了并	0 /1 Z O L	小未可 扒

下北地域広域行政事務組合議会第98回定例会一般質問通告書

質 問 者	質 問 事 項	質 問 の 要 旨	答求。	弁 める	を者
1番	1. 消防について	(1) 救急体制について	管	理	者
横垣成年議員		(2)他諸問題について			
	2. 下北文化会館	(1) 現状の問題点とその対策について	管	理	者
	について	(2) 今後について			
	3. 新焼却炉につ	(1) 検討委員会のあり方について	管	理	者
	いて				
6番	1. 民間活力の導	民間活力を導入し、老朽化した分署	管	理	者
佐々木 隆 徳 議員	入について	の建設や配備が必要な車両の導入を図			
		るべき			
	2. 救急対応につ	救急時のマニュアルについて	管	理	者
	いて				